



能義郡松江警察署

印 外 錄 九 丘 印

平成十四年九月十一日

(金曜日)

△ 括弧内

廻路の交換に際する取扱い

四 次

△ 括弧内

島根県公安委員会告示第79号

昭和36年島根県公安委員会告示第30号(道路の交通に関する規制)の一部を次のように改正する。

平成14年9月13日

島根県公安委員長 古瀬 章

別表第1(法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所)の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場	所	種類	摘要
松江市乃木福富町267番地2先	主要地方道松江木次線高架橋松江農林高校南交差点	プログラム多段式	
松江市矢田町139番地先	青葉台団地入口三差路	押ボタン式	

別表第1(法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所)の安来警察署の部安来市に次のように加える。

場	所	種類	摘要
能義郡伯太町大字母里543番地先	市場尻橋西詰交差点	プログラム多段式	
能義郡広瀬町広瀬1935番地1先	新宮橋西詰三差路	押ボタン式	
仁多郡仁多町大字下阿井388番地先	鏸物屋公会堂前	押ボタン式	

仁多郡横田町大字下横田83番地8先 重国入口交差点	押ボタン式
別表第1 (法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所) の木次警察署の項に次のように加える。	
大原郡木次町大字下熊谷961番地1先 県道三刀屋 木次イシター線下熊谷交差点	プログラム 多段式

別表第1 (法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所) の掛合警察署の項に次のように加える。

場所	種類	摘要	要
飯石郡三刀屋町大字三刀屋63番地4先 県道三刀屋 木次イシター線国道54号分岐交差点	プログラム 多段式		
飯石郡三刀屋町大字下熊谷850番地4先 三刀屋木 次イシターEランプ入口交差点	プログラム 多段式		

別表第1 (法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所) の出雲警察署の部出雲市に次のように加える。

場所	種類	摘要	要
出雲市姫原町四丁目2番地1先 姫原北交差点	プログラム 多段式		
出雲市中野町742番地2先 中野交差点	プログラム 多段式		
別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の益田警察署の部益田市の項中			
場所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日 摘要
中吉田町280の1番地先から同町299の1番地先前三差路までの間の市道吉田校南線	116メートル	車両(軽車両及び小型特殊自動車を除く。)	日曜祝日およびふりかえ休日を除く。午前7時から午後6時まで

下本郷町674の1番地先から同町870の1番地先までの間の市道久城丘線	280 メートル	車両(軽車両を除く。)	日曜・祝日及び休日を除く。午前7時から午前9時まで午後3時から午後6時まで	大型貨物自動車及び大型特殊自動車	日曜、祝日及び休日を除く。午前7時から午後9時まで
-------------------------------------	----------	-------------	---------------------------------------	------------------	---------------------------

場所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	通行禁止時	摘要
中吉田町277番地1先西いわみ農業協同組合有線放送センター先三差路から同町272番地先吉田小学校正門前三差路までの間の市道吉田小学校南線	116 メートル	車両(軽車両、小型特殊自動車を除く。)	日曜日、土曜日、休日を除く。午前7時から午後6時まで	日曜日、土曜日、休日を除く。午前7時から午後6時まで	日曜日、祝日及び休日を除く。午前7時から午前9時まで午後3時から午後6時まで

場所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	通行禁止時	摘要
下本郷町674番地1先三差路から同町870番地1先三差路までの間の市道下本郷線	280 メートル	車両(軽車両を除く。)	日曜日、土曜日、休日を除く。午前7時から午前9時まで午後3時から午後6時まで	日曜日、土曜日、休日を除く。午前7時から午前9時まで午後3時から午後6時まで	日曜日、祝日及び休日を除く。午前7時から午前9時まで午後3時から午後6時まで

場所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	通行禁止時	摘要
本町1番51号先交差点から七尾町3番11号先水源地前三差路までの間の市道清水線	448 メートル	大型貨物自動車及び大型特殊自動車	日曜・祝日及び休日を除く。午前7時から午前9時まで午後1時から午後3時まで	日曜日、土曜日、休日を除く。午前7時から午前9時まで午後3時から午後6時まで	日曜・祝日及び休日を除く。午前7時から午前9時まで午後1時から午後3時まで

場所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	通行禁止時	摘要
幸町5番51号先三差路から同町11番44号先交差点までの間の市道大下市線	450 メートル	大型貨物自動車及び大型特殊自動車	日曜・祝日及び休日を除く。午前7時から午前9時まで午後1時から午後3時まで	日曜日、土曜日、休日を除く。午前7時から午前9時まで午後1時から午後3時まで	日曜日、祝日及び休日を除く。午前7時から午前9時まで午後1時から午後3時まで

警 品

幸町11番45号先大下市交差点から七尾町 3番10号先益田水源地前三差路までの間 の市道清水線	488 メートル	大型貨物自動車及び大型特殊自動車	日曜日、 土曜日、 休日を除く。 午前7時 から午前 9時まで 午後1時 から午後 3時まで
幸町5番51号先三差路から同町11番45号 先大下市交差点までの間の市道大下市線	450 メートル	大型貨物自動車及び大型特殊自動車	日曜日、 土曜日、 休日を除く。 午前7時 から午前 9時まで 午後1時 から午後 3時まで

別表第3 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所) の浦郷警察署の項中

区	間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	時間	摘要
西ノ島町大字浦郷243番地先 から同町大字浦郷211番地先 までの間の国道485号線	北 行	200 メートル	(2輪・軽 車両を除く。)	午前7時 から午後 9時まで			

を

区	間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	時間	摘要
西ノ島町大字浦郷243番地1 先から同町大字浦郷214番地 1先までの間の国道485号	北西行	200 メートル	(2輪・軽 車両を除く。)	午前7時 から午後 9時まで			

に改める。

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)
の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
乃木福富町267番地2先	主要地方道松江木次線高架橋松江農 林高校南交差点	2	

場	所	横断歩道設置数	摘要
乃木福富町301番地先	西側三差路	1	

に改める。

別表第3 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所) の松

江警察署の部松江市の項に次のように加える。

区間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘要
西嫁島町三丁目4番16号先 市道卸団地28号線・市道松江 停車場玉造線三差路から北方 10メートル区間	北 行	10 メートル	車 両		

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)
の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
東出雲町大字内馬1441番地11先 出雲東部地区大型農道入口三差路	1	
東出雲町大字出雲郷1188番地1先 竹の花上住宅集会所東側	1	
東出雲町大字春日90番地19先	1	
八束町大字江島1023番地3先 中浦水門西側交差点	2	
八束町大字波入1522番地1先 西側三差路	1	
鹿島町大字北講武642番地6先 鹿島町福祉センター入口三差路	1	

別表第6(法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の安来警察署の部能義郡の項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
木次町大字下熊谷961番地1先 下熊谷交差点	4	

に改める。
別表第6(法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の掛合警察署の項中

場所	横断歩道設置数	摘要
広瀬町西北田621番地先	1	
広瀬町西北田814番地先 追神橋西方交差点	1	
広瀬町東北田1348番地先 北田温泉北方三差路	1	

別表第6(法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の木次警察署の項中

別表第6(法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所) の平田警察署の項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
野尻町260番地先 交差点	1	

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所) の江津警察署の項中

場所	横断歩道設置数	摘要
上岡田町1118番地先 上岡田陸橋東詰交差点	1	

場所	横断歩道設置数	摘要
嘉久志町イ1609番地1先 三差路	3	

を

場所	横断歩道設置数	摘要
黒川町97番地11先 東光台入口交差点	3	

に改める。

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所) の浜田警察署の部那賀郡の項中

場所	横断歩道設置数	摘要
金城町大字今福3552番地先 美又口三差路	2	

を

場所	横断歩道設置数	摘要
金城町大字今福345番地2先 美又温泉入口交差点	2	

に改める。

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所) の浜田警察署の部浜田市の項中

を削り、同項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
金城町大字下原来1057番地3先 三差路	1	
金城町大字下原来1334番地2先 金田入口交差点	1	
旭町大字市木3839番地2先 中峠入口交差点	1	

別表第7（法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所）の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場所	区間距離	摘要
乃木福富町340番地1先 南西側から西嫁島町二丁目地内 国道9号・市道松江停車場玉造線交差点までの間の国道9号下り線側歩道	350メートル	片側
西嫁島町三丁目4番16号先 市道卸町地28号線・市道松江停車場玉造線三差路から同町三丁目5番1号先までの間の市道松江停地28号線東側歩道	250メートル	片側
袖師町1番7号先 袖師交差点南詰から西嫁島町二丁目地内 国道9号・市道松江停車場玉造線交差点までの間の市道松江停車場玉造線両側歩道	2000メートル	両側

別表第7（法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所）の木次警察署の項に次のように加える。

場所	区間距離	摘要
木次町大字下熊谷961番地1先下熊谷交差点から同町873番地3先飯石郡境までの間の県道三刀屋木次インター線の北側歩道	580メートル	片側
木次町大字下熊谷961番地1先下熊谷交差点から同町873番地3先飯石郡境までの間の県道三刀屋木次インター線北側歩道	320メートル	片側
木次町大字下熊谷961番地1先下熊谷交差点から同町873番地3先飯石郡境までの間の県道三刀屋木次インター線北側歩道	320メートル	片側

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）の木次警察署の項に次のように加える。

区域又は道路の区間	最高速度(毎時)	制限する車両	日時	区間距離	摘要
木次町大字下熊谷961番地1先下熊谷交差点から同町873番地3先飯石郡境までの間の県道三刀屋木次インター線北側歩道	50キロメートル	車両 緊急自動車、原付けん引(①②③を除く)。	終日	320メートル	
木次町大字下熊谷961番地1先下熊谷交差点から同町873番地3先飯石郡境までの間の県道三刀屋木次インター線北側歩道	50キロメートル	車両 緊急自動車、原付けん引(①②③を除く)。	終日	320メートル	

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）の掛合警察署の項に次のように加える。

場所	区間距離	摘要
袖師町1番7号先 袖師交差点南詰から西嫁島町二丁目地内 国道9号・市道松江停車場玉造線交差点までの間の市道松江停車場玉造線両側歩道	2000メートル	両側
袖師町1番7号先 袖師交差点南詰から西嫁島町二丁目地内 国道9号・市道松江停車場玉造線交差点までの間の市道松江停車場玉造線両側歩道	2000メートル	両側

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
三刀屋町大字三刀屋63番地4先県道三刀屋木次インター線国道54号分岐交差点から同町大字下熊谷850番地3 東方約100メートル先大原郡境界までの間の県道三刀屋木次インター線	50キロ メートル	車、緊急自動車、原付(けん引(①)(②)(③)を除く。)	終日	580 メートル	

別表第9（法第4条第1項、第2項及び第17条第5項第4号の規定による追越のための右側部分はみ出し通行禁止場所）の木次警察署の項に次のように加える。

場所	区間距離	禁止日時	摘要
木次町大字下熊谷961番地1先下熊谷交差点から同町873番地3先飯石郡境までの間の県道三刀屋木次インター線	320 メートル	終日	
木次町大字木次74番地先から同町大字木次769番地5先までの間の主要地方道安来木次線	1000 メートル	終日	
木次町大字新市383番地先から同町大字木次1008番地先までの間の町道新市里方線	500 メートル	終日	

別表第9（法第4条第1項、第2項及び第17条第5項第4号の規定による追越のための右側部分はみ出し通行禁止場所）の掛合警察署の項に次のように加える。

場所	区間距離	禁止日時	摘要
三刀屋町大字三刀屋63番地4先県道三刀屋木次インター線国道54号分岐交差点から同町大字下熊谷850番地3 東方約100メートル先大原郡境界までの間の県道三刀屋木次インター線	580 メートル	終日	

別表第9（法第4条第1項、第2項及び第17条第5項第4号の規定による追越のための

右側部分はみ出し通行禁止場所）の浜田警察署の部浜田市の項中

場所	区間距離	禁止日時	摘要
相生町1437番地先 東側交差点から朝日町128番地先	490 メートル	終日	

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の松江警察署の部松江区の項に次のように加える。

場所	指定場所に進行してべきときの方向	摘要
外中原町197番地先 (松江第一中学校グランド南西側) 三差路	南 誌	
乃木福富町301番地先 西側三差路	西 誌	
乃木福富町268番地31先 南東側三差路	南西詰	

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

場所	指定場所に進行してべきときの方向	摘要
鹿島町大字北講武642番地6先 鹿島町福祉センター八口三差路	東 誌	

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の安来警察署の部安来市の項中

場所	摘要	指定場所に進行して べきときの方向
赤江町 赤江大橋西詰交差点	南詰・北詰	
場所	摘要	指定場所に進行して べきときの方向
下坂田町1075番地1先 赤江大橋西詰交差点	北詰・南詰	
署の部能義郡の項に次のように加える。		
別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の安来警察署の部出雲市の項に次のように加える。		
場所	摘要	指定場所に進行して べきときの方向
広瀬町東比田1348番地先 比田温泉北方三差路	南詰	
署の部中		
別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の平田警察署の項中		
場所	摘要	指定場所に進行して べきときの方向
平田町954番地先三差路	南詰	
署の項中		
場所	摘要	指定場所に進行して べきときの方向
三刀屋町大字下熊谷1657番地1先三差路	東詰	
を		
別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の掛合警察署の項中		
場所	摘要	指定場所に進行して べきときの方向
平田町954番地先 交差点	北詰・南詰	
を		
に改め		

場

所

指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
-----------------------------------	----

平田町3367番地2先 千歳橋北詰三差路

南東詰

を削り、同項に次のように加える。

場

所

指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
-----------------------------------	----

上岡田町1118番地先 上岡田陸橋東詰交差点

南西詰

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の大田警察署の項に次のように加える。

場

所

指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
-----------------------------------	----

水上町福原505番地1先 交差点

東詰・西詰

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の浜田警察署の部浜田市の項に次のように加える。

場

所

指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
-----------------------------------	----

浅井町1508番地6先 五万堂入口交差点

南詰

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の浜田警察署の項に次のように加える。

場

所

指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
-----------------------------------	----

樺田原町12番地先 羽原大橋北詰交差点

西詰

鍋石町494番地先 一の瀬橋西詰交差点

南詰

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の浜田警察署の部那賀郡の項中

場

所

指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
-----------------------------------	----

金城町大字今福1510の7番地先 交差点

東詰・西詰

を削り、同項に次のように加える。

場

所

指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
-----------------------------------	----

旭町大字市木3839番地2先 中峠入口交差点

南詰

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の津和野警察署の項中

場

所

指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
-----------------------------------	----

日原町富田イ686番地2先 交差点

西詰

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の浜田警察署の部浜田市の項に次のように加える。

場

所

指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
-----------------------------------	----

浅井町1508番地6先 五万堂入口交差点

南詰

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の西郷警察署の項に次のように加える。

場

所

指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
-----------------------------------	----

樺石町494番地先 一の瀬橋西詰交差点

南詰

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の浦郷警察

署の項中

場所	摘要
海士町大字福井1256番地1先 菱浦郵便局前	指定場所に進行してべきときた車両等が停止すべきときの方向
海士町大字福井1256番地14先 菱浦郵便局前三差路	指定場所に進行してべきときた車両等が停止すべきときの方向
海士町大字福井1256番地14先 菱浦郵便局前三差路	指定場所に進行してべきときた車両等が停止すべきときの方向

署

に改める。

別表第12（法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所）の木次警察署の項に次のように加える。

場所	摘要
木次町大字下熊谷961番地1先下熊谷交差点から同町873番地3先飯石郡境までの間の県道三刀屋木次インターライン	車両（二輪のもの）終日
木次町大字下熊谷961番地1先下熊谷交差点から同町873番地3先飯石郡境までの間の県道三刀屋木次インターライン	車両（二輪のものを除く。）終日
木次町大字下熊谷961番地1先下熊谷交差点から同町873番地3先飯石郡境までの間の県道三刀屋木次インターライン	車両（二輪のものを除く。）終日

別表第12（法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所）の掛合警察署の項に次のように加える。

場所	摘要
木次町大字三刀屋63番地4先県道三刀屋木次インター線国道54号分岐交差点から同町大字下熊谷850番地3東方約100メートル先大原郡境界までの間の県道三刀屋木次インターライン	車両（二輪のも）終日
木次町大字三刀屋63番地4先県道三刀屋木次インター線国道54号分岐交差点から同町大字下熊谷850番地3東方約100メートル先大原郡境界までの間の県道三刀屋木次インターライン	車両（二輪のも）終日
木次町大字三刀屋63番地4先県道三刀屋木次インター線国道54号分岐交差点から同町大字下熊谷850番地3東方約100メートル先大原郡境界までの間の県道三刀屋木次インターライン	車両（二輪のも）終日

別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の松江警察

署の部松江区の項に次のように加える。

場所	摘要
乃木福富町267番地2先 江農林高校南交差点	自転車横断帯設置数 2
乃木福富町301番地先 西側三差路	自転車横断帯設置数 1
乃木福富町268番地31先 南東側三差路	自転車横断帯設置数 1

別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の安来警察署の部能義郡の項に次のように加える。

場所	摘要
広瀬町西北田621番地先	自転車横断帯設置数 1
広瀬町西北田814番地先 追神橋西方交差点	自転車横断帯設置数 1

別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の木次警察署の項に次のように加える。

場所	摘要
木次町大字下熊谷961番地1先 下熊谷交差点	自転車横断帯設置数 4
木次町大字下熊谷961番地1先 下熊谷交差点	自転車横断帯設置数 4

別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の掛合警察署の項中

平成14年9月13日

を

根

點

を

三刀屋町大字三刀屋63番地4先 三刀屋インターフェース交差点

三刀屋町大字三刀屋63番地4先 三刀屋インターフェース交差点

三刀屋町大字三刀屋63番地4先 三刀屋インターフェース交差点

に改める。

別表第26(法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所)の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場所	自転車横断帯設置数	摘要
三刀屋町大字三刀屋63番地4先 三刀屋インターフェース交差点	3	

に改め、同項に次のように加える。

場所	自転車横断帯設置数	摘要
上岡田町118番地先 上岡田陸橋東詰交差点	1	

署の項中

場所	自転車横断帯設置数	摘要
塩治有原町二丁目1番地先 有原中橋南方交差点	1	

別表第26(法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所)の平田警察署の項中

場所	自転車横断帯設置数	摘要
平田町50番地1先 平田高校入口交差点	2	

平成十四年九月十二日発行

発行者 岛根県警察

発行所 松江市殿町島根県庁

押印 | 錠印 金 | 十四日 | 十五 (送達印)